

益子町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 8 年 3 月

益 子 町

目次

1	計画の基本的事項	1
1	1 計画策定の趣旨	1
2	2 計画の位置づけ	2
3	3 計画期間	2
2	2 町の概況	3
1	1 人口動態	3
2	2 産業の動向	4
3	3 ごみ処理の現状と課題	5
1	1 ごみ処理の現状	5
2	2 ごみ処理の課題	12
4	4 計画の基本方針と目標	13
1	1 基本方針	13
2	2 計画目標	14
5	5 目標達成に向けた取組	15
1	1 町民が取り組むこと	15
2	2 事業者が取り組むこと	15
3	3 行政が取り組むこと	16
6	6 ごみ処理体制	17
1	1 ごみ処理の基本方針	17
2	2 収集運搬計画	17
3	3 中間処理計画	19
4	4 最終処分計画	20
7	7 その他ごみ処理に関し必要な事項	20
8	8 用語の定義	21

1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

これまで国においては、廃棄物の適正な処理を確保し、資源循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と表記します。）の改正及びリサイクル推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきました。

当町においても、平成28年3月に、令和7年度までを計画期間とした「益子町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の適正な処理や減量化及び資源化の推進と、資源循環型社会の形成に向けた様々な取組を行ってきました。

益子町におけるごみ処理は、芳賀地区行政事務組合（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の1市4町で構成）で運営する一般廃棄物処理施設「芳賀地区エコステーション」で処理していますが、益子町独自の施策として、平成26年4月より生ごみ処理事業、平成27年8月から使用済小型家電の拠点回収を開始しました。

平成28年3月策定の計画期間中には、町民の利便性を考慮し「エコ土曜日」での多品目資源物の一斉回収をスタートし、更に、インクカートリッジ、製品プラスチック、廃食用油、食器等の回収にも順次取り組み、資源化対象品目の拡大を進めてきました。

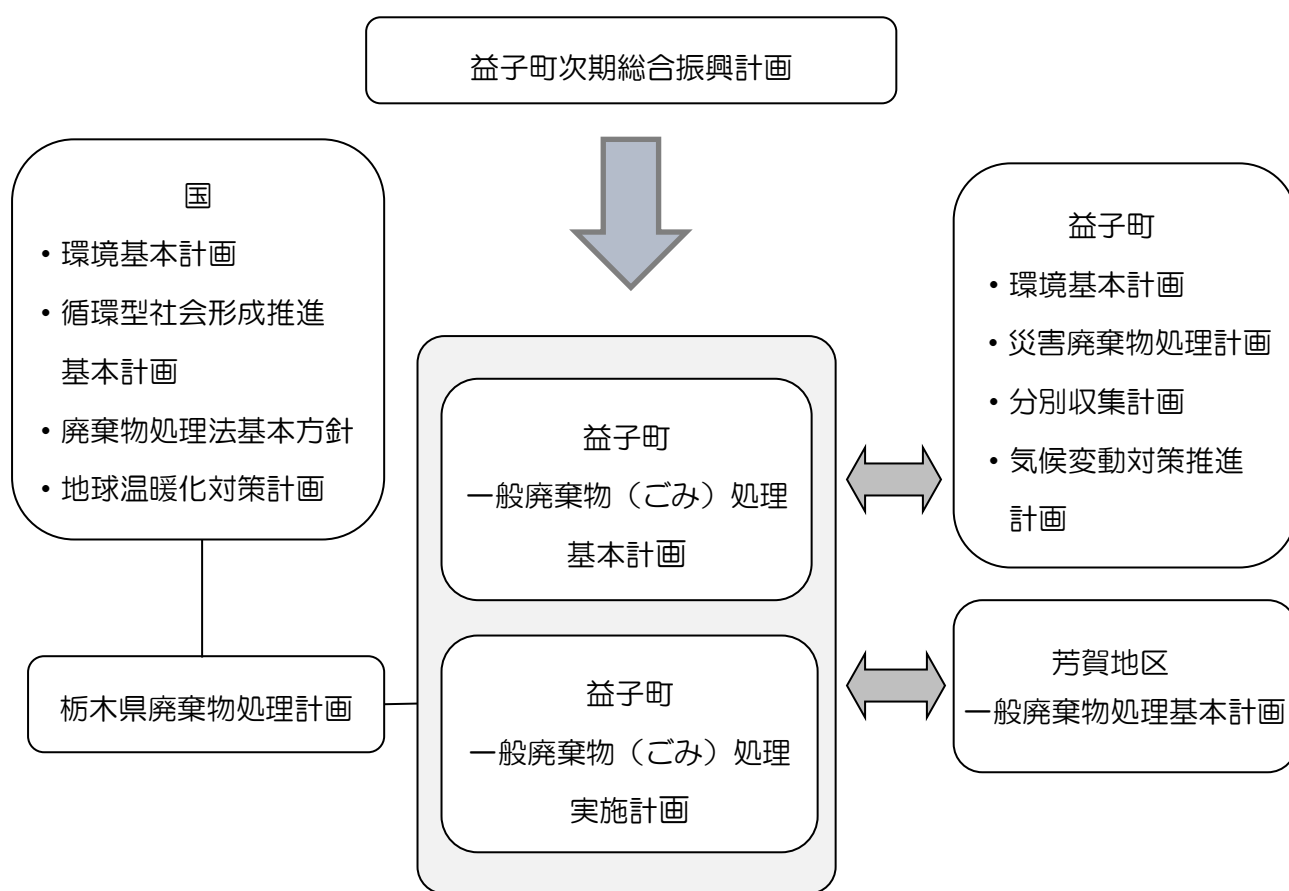
本計画は、このような一般廃棄物処理に係る状況の変化や対応を踏まえ、町民の良好な生活環境を支え、より発展させていくため、将来目指すべきごみ処理行政の姿を明らかにし、今後15年間の基本方針や目標を設定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定が義務付けられており、当町が循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物の処理に関する施策の基本的方向性を定めるものです。

また、計画の策定にあたっては、国の方針や「益子町次期総合振興計画」、並びに「益子町環境基本計画」をはじめ、関連する計画との整合を図ることとします。

【他計画との連携図】



3 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和22年度までの15年間とします。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとし、社会情勢やごみの排出量の変化、又は諸条件に変動があった場合には必要に応じて見直しを行います。

2 町の概況

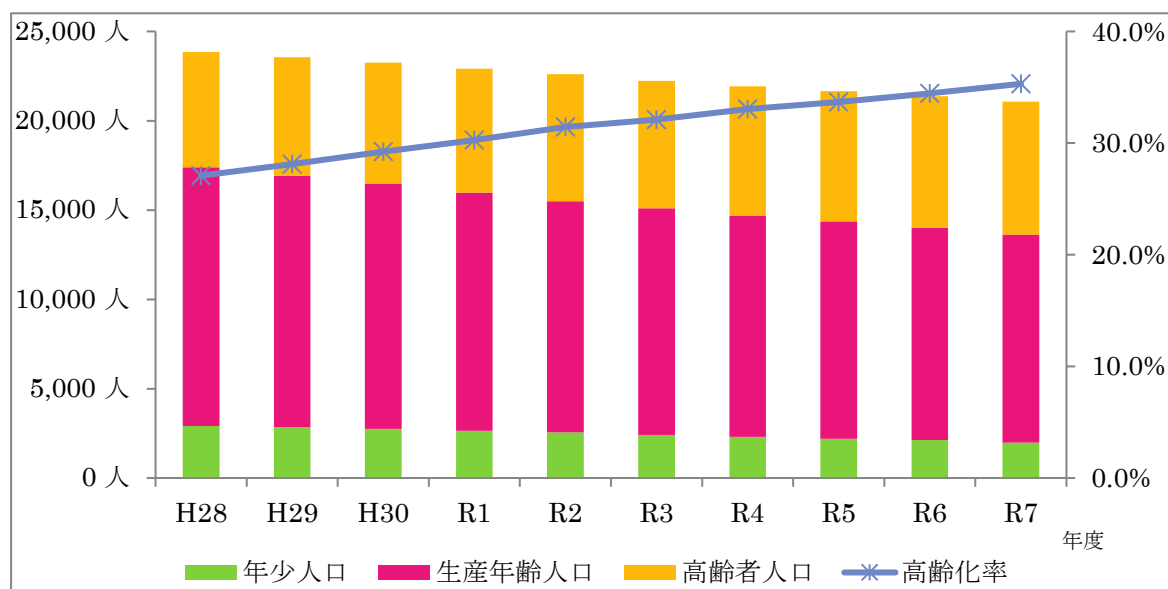
1 人口動態

本町の総人口は減少の傾向を示しており、令和 7 年度では 21,063 人となっています。一方、世帯数は微増の傾向にあり、令和 7 年度で 8,931 世帯となっており、この世帯数の増加に伴い一世帯当たりの人員は年々減少し、令和 7 年度 2.36 人となっています。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総人口	23,844	23,550	23,249	22,922	22,614	22,241	21,925	21,656	21,370	21,063
世帯数	8,667	8,711	8,728	8,751	8,787	8,777	8,811	8,866	8,913	8,931
一世帯当りの人員	2.75	2.70	2.66	2.62	2.57	2.53	2.49	2.44	2.40	2.36

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少している中、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は令和 7 年度で 35.3%となっています。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年少人口 (0～14 歳)	2,912	2,849	2,755	2,650	2,551	2,420	2,305	2,199	2,129	1,987
	12.2%	12.1%	11.9 %	11.6%	11.3%	10.9%	10.5%	10.1%	10.0%	9.4%
生産年齢人口 (15～64 歳)	14,474	14,078	13,700	13,332	12,950	12,682	12,376	12,162	11,879	11,639
	60.7%	59.8%	58.9%	58.1%	57.3%	57.0%	56.5%	56.2%	55.6%	55.3%
高齢者人口 (65 歳以上)	6,458	6,623	6,794	6,940	7,113	7,139	7,244	7,295	7,362	7,437
	27.1%	28.1%	29.2%	30.3%	31.4%	32.1%	33.0%	33.7%	34.4%	35.3%

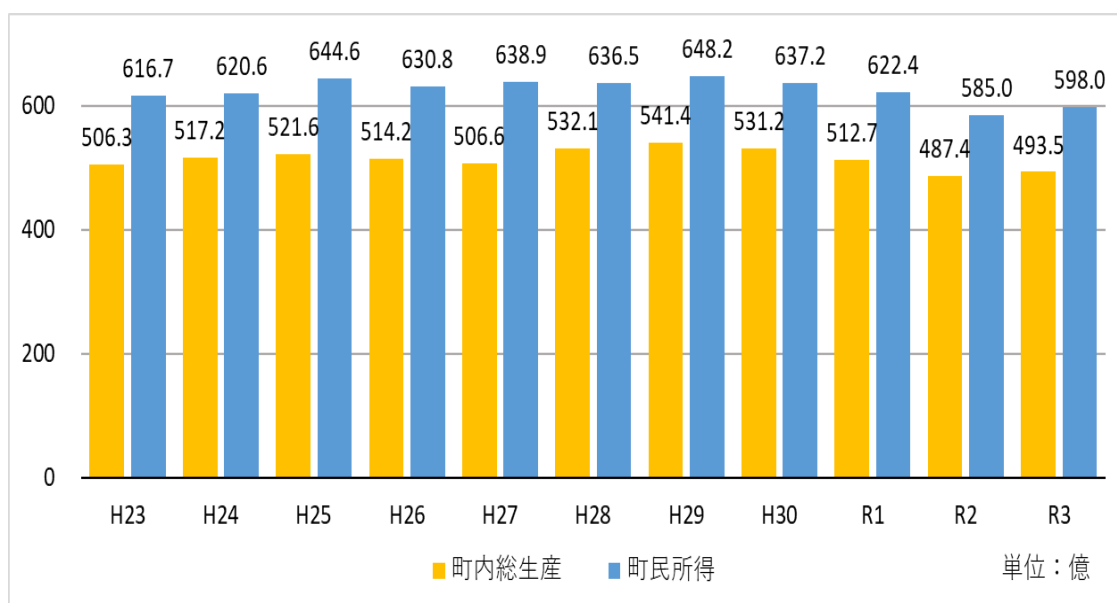


※人口は、各図表とも 1 0 月 1 日現在の住民基本台帳の日本人及び外国人人口

2 産業の動向

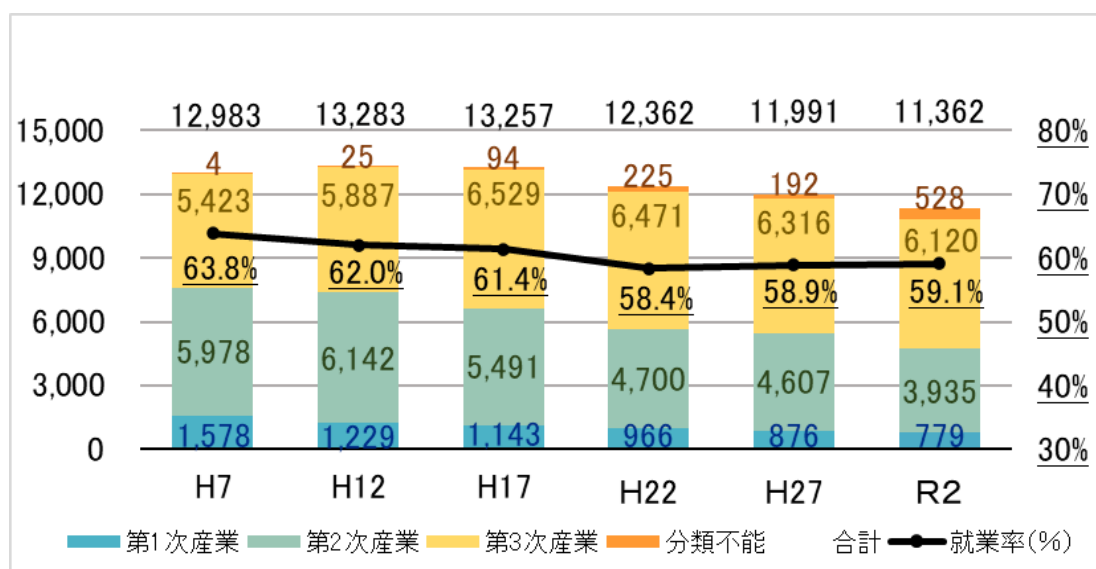
平成 23 年以降の本町の状況をみると、町内総生産・町民所得ともに平成 29 年をピークに減少傾向にあり、令和 3 年度に増加に転じたところではありますが、平成 29 年以前には及んでいない状況です。産業別就業者数は、平成 17 年以降、全産業において減少傾向が続いており、就業率については、平成 22 年まで減少傾向ですが、それ以降は微増傾向です。

《 町内総生産・町民所得の推移 》



資料：栃木県市町村民経済計算

《 産業別就業者数・就業率の推移 》



※就業率：15 歳以上の人口に占める「就業者」の割合

資料：国勢調査

3 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 一般廃棄物の広域処理

①ごみ処理施設

当町は、単独での一般廃棄物処理施設を設置していません。

ごみの焼却や資源化（中間処理）は、本町を含めた 5 市町で構成する芳賀地区広域行政事務組合が運営する「芳賀地区エコステーション」で行われており、処理施設の状況は以下のとおりです。

◆施設名称	芳賀地区広域行政事務組合	芳賀地区エコステーション
◆所在地	栃木県真岡市堀内1839	
◆工期	着工：平成23年6月	竣工：平成26年3月
◆敷地面積	約61,000㎡	

施設名称	熱回収施設（ごみ焼却施設）
主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
階数	地下1階、地上6階
建築面積	3,264㎡
延床面積	6,289㎡
煙突の高さ	50m
処理能力	143t／日（71.5t×2炉）
処理方式	流動床式ガス化溶解炉 24時間連続運転
対象ごみ	もえるごみ、リサイクル残渣、し尿汚泥・し渣、下水汚泥

施設名称	リサイクル施設
主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
階数	2階
建築面積	2,838㎡
延床面積	4,776㎡
処理能力	19t／5h（19t／日）
対象ごみ	もえないごみ、粗大ごみ、缶類、ペットボトル

施設名称	ストックヤード
建築面積	965㎡
対象ごみ	缶類、ペットボトル、びん類、処理困難物、蛍光管、破碎鉄、アルミ、金属屑、紙類、衣類・布類、スラグ、粗大ごみ、火災ごみ

②最終処分施設

本町のごみの最終処分は、芳賀地区広域行政事務組合が運営する「エコフォレスト」で行っており、最終処分施設の概要は以下のとおりです。

施設名称	エコフォレスト
所在地	芳賀郡芳賀町大字給部317-15
埋立容量	約26,000m ³ （覆土含む）
埋立面積	約3,400m ²
稼働年月日	平成29年1月
埋立対象物	焼却残渣、不燃残渣等
水処理能力	約10m ³ /日

③ごみ処理フロー

○ごみの分別区分と出し方

分別区分		内 容
もえるごみ		紙くず、紙おむつ、プラスチック・ビニール製品、革製品、枝木など
もえないごみ		金物類、ガラス類、陶磁器類、傘、小型家電製品など
粗大ごみ		家具、家電、布団、ベッド、自転車、ストーブなど大型のごみ
資源物	紙 類	新聞〔新聞紙、折り込みチラシ〕、ダンボール、雑誌・雑がみ〔雑誌、書籍、菓子箱、コピー用紙など〕、紙パック〔牛乳パックなど〕
	ペットボトル	ジュース、酒類、しょう油、調味料など
	缶 類	スチール缶、アルミ缶〔ジュース、酒類、缶詰、粉ミルク缶、菓子缶など〕
	びん類	無色、茶色、その他の色〔ジュース、酒類、食品、調味料など〕
	衣類・布類	古着、タオル、手ぬぐい、シーツなど

○収集運搬体制

当町をはじめとして、市貝町、芳賀町、茂木町から排出される一般廃棄物は、4町で構成する芳賀郡中部環境衛生事務組合がステーション方式により収集・運搬しています。

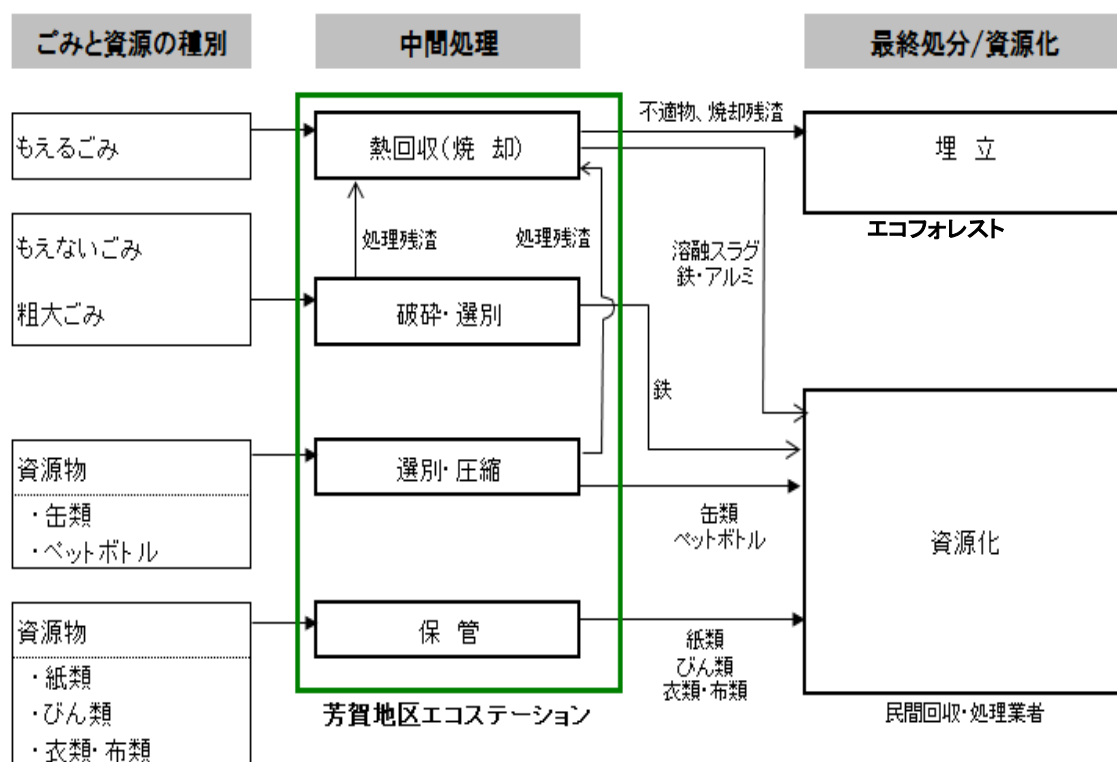
また、一時多量ごみや粗大ごみ等は、排出者が直接芳賀地区エコステーションへ自己搬入していますが、家庭系粗大ごみについては町が有料で個別収集サービスを行っています。

《 収 集 ・ 運 搬 体 制 》

分 別 区 分		収 集 ・ 運 搬 体 制	収 集 頻 度	収 集 方 法
もえるごみ		中部環境（委託）	週2回	ステーション方式
もえないごみ		中部環境（直営）	月1回	ステーション方式
粗大ごみ		町（委託）	年6回	リクエスト方式(原則は排出者が直接搬入)
資 源 物	紙類	中部環境（委託）	月2回	ステーション方式
	缶・ペットボトル	中部環境（直営）	月2回	ステーション方式
	びん類	中部環境（委託）	月1回	ステーション方式
	衣類・布類	中部環境（委託）	月1回	ステーション方式

※事業系ごみについては、直接搬入もしくは許可業者による収集・運搬を原則としています。

○ごみ処理施設における処理の流れ



(2) 町独自処理

分 別 区 分	内 容
生ごみ	組合処理では“生ごみ”を“もえるごみ”として焼却していますが、町はこれを分別収集し、生ごみの堆肥化を実施しています。
使用済み小型家電	組合では、“粗大ごみ”又は“もえないごみ”として回収していますが、町では拠点回収及び一斉回収を実施し、再資源化業者に直接引き渡します。
製品プラスチック	組合では、“もえるごみ”又は“粗大ごみ”として焼却していますが、町では一斉回収を実施し、再資源化業者に直接引き渡します。
廃食用油	組合では、固めたものや布に吸い取ったものを“もえるごみ”として焼却していますが、町では拠点回収及び一斉回収を実施し、再資源化業者に直接引き渡します。
食器等	組合では、“もえないごみ”として回収していますが、町では窓口回収を実施し、リユース事業者に引き渡します。
使用済みインクカートリッジ	組合では、“もえるごみ”として取り扱っていますが、町では窓口回収を実施し、リユース事業者に引き渡します。

(3) ごみ排出量の推移

①人口とごみの量

- ◆ 組合処理量は、“芳賀地区エコステーション”と“中部環境衛生事務組合”の処理量で、年度ごとに増減はあるものの全体的に減少傾向となっています。
- ◆ 町独自処理量のうち、生ごみ処理量は、年々減少傾向にあり、特にステーション収集分の減少傾向が強い状況です。
- ◆ 町独自処理のうち、生ごみ処理事業以外の取組として、平成27年度より使用済み小型家電の拠点収集を開始しました。その後、エコ土曜日の実施による多種類資源物の一斉回収、家庭用廃食用油、食器類、製品プラスチック等の回収も開始し、この取組により資源化量は増加しています。

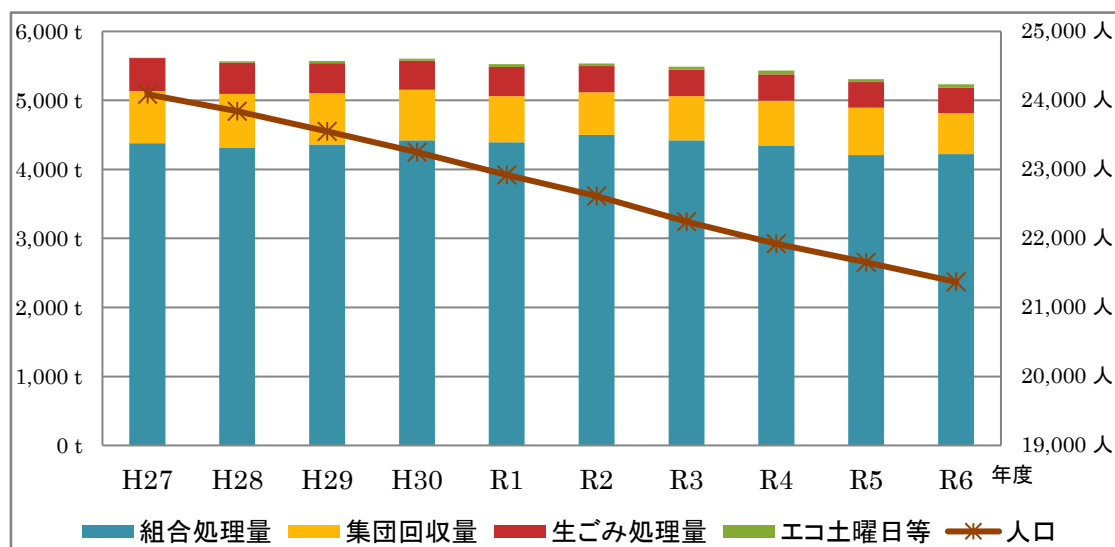
《 人口及びごみの量の推移 》

年度	人口		組合処理量		町独自処理量				集団回収量		排出量（合計）	
					生ごみ処理量※1		エコ土曜日・窓口等※2					
	人	前年比	t／年	前年比	t／年	前年比	t／年	前年比	t／年	前年比	t／年	前年比
H27	24,089	—	4,381	—	478	—	6	—	754	—	5,619	—
H28	23,844	99.0	4,311	98.4	452	94.6	20	333.3	784	104.0	5,567	99.1
H29	23,550	98.8	4,362	101.2	436	96.5	32	160.0	742	94.6	5,572	100.1
H30	23,249	98.7	4,422	101.4	421	96.6	31	96.9	732	98.7	5,606	100.6
R1	22,922	98.6	4,392	99.3	420	99.8	42	135.5	671	91.7	5,525	98.6
R2	22,614	98.7	4,500	102.5	381	90.7	37	88.1	617	92.0	5,535	100.2
R3	22,241	98.4	4,420	98.2	389	102.1	39	105.4	640	103.7	5,488	99.2
R4	21,925	98.6	4,345	98.3	384	98.7	52	133.3	650	101.6	5,431	99.0
R5	21,656	98.8	4,209	96.9	370	96.4	43	82.7	686	105.5	5,308	97.7
R6	21,370	98.7	4,220	100.3	372	100.5	47	109.3	594	86.6	5,233	98.6

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳の日本人及び外国人人口

※1 区域外処理生ごみ、草・枯葉類を含む

※2 拠点回収を含む



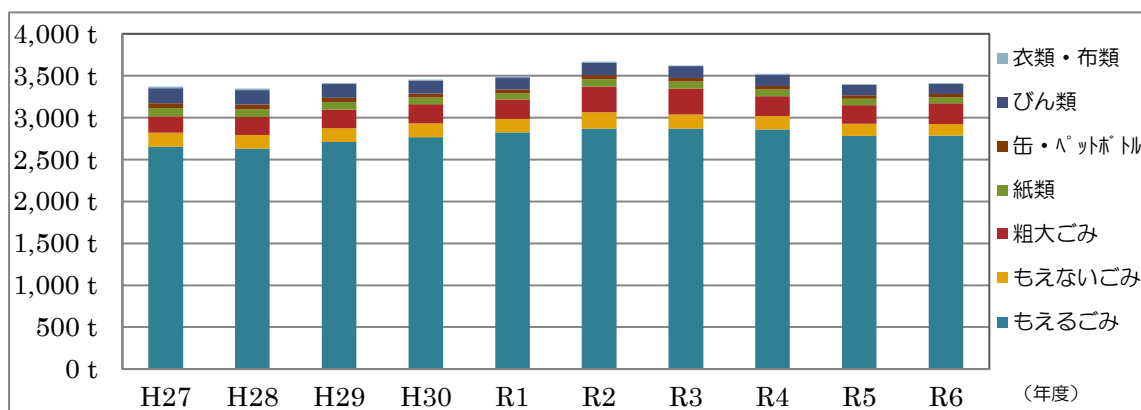
②生活系一般廃棄物（以下、「生活系ごみ」と表記します。）

- ◆ 生活系ごみ量は、その年度により増減がありますが、令和２年度から令和３年度は、増加幅が大きくなっています。これは、コロナ禍による外出控えで、家で過ごすことが増えた影響によると考えられます。
- ◆ 紙類や缶・ペットボトル等資源物の組合処理量は、年々減少傾向にあります。個人での資源化への取組が進んだことが考えられます。

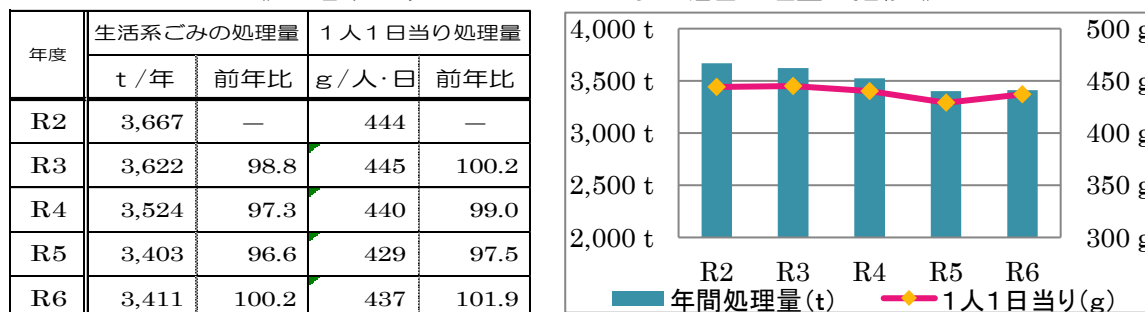
《 生活系ごみの組合処理量の推移 》

単位：t

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
もえるごみ	2,651	2,628	2,711	2,767	2,825	2,872	2,870	2,859	2,782	2,787
もえないごみ	169	166	163	163	160	192	169	160	147	137
粗 大 ご み	197	215	222	229	231	307	307	239	222	249
資 源 物	紙 類	97	91	90	80	74	86	84	80	74
	缶・ペットボトル	59	58	51	49	48	50	45	42	41
	び ん 類	178	172	165	156	145	148	139	133	128
	衣類・布類	20	16	11	10	11	12	8	11	10
	小 計	354	337	317	295	278	296	276	266	238
合 計	3,371	3,346	3,413	3,454	3,494	3,667	3,622	3,524	3,403	3,411



《 生活系ごみの１人１日当たりの組合処理量の推移 》



《 生活系ごみの町独自処理量 》

R5～草類含 単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ処理量	370	321	303	279	263	252	244	229	207	178

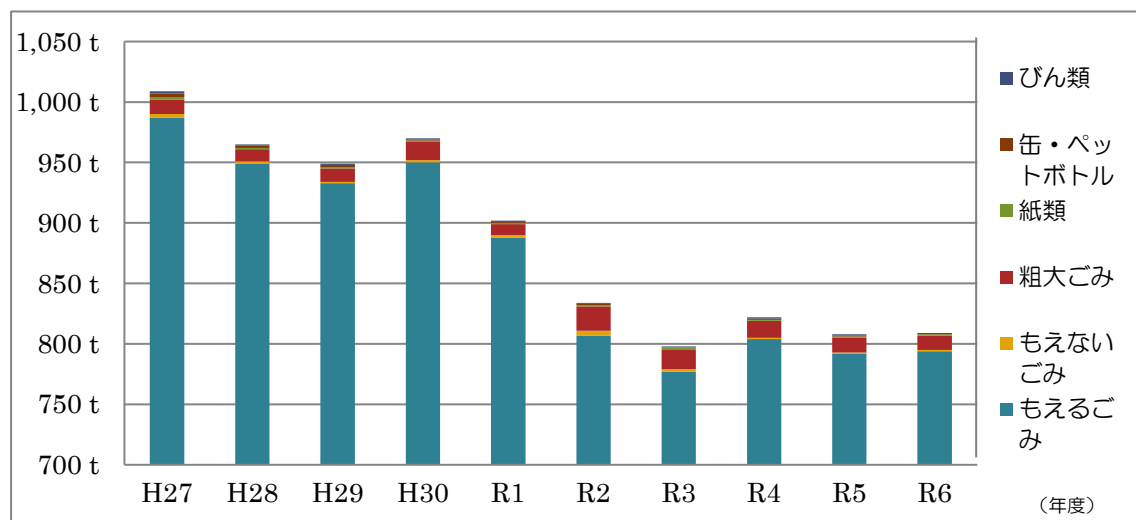
③事業系一般廃棄物（以下、「事業系ごみ」と表記します。）

- ◆ 事業系ごみの9割以上はもえるごみであり、令和2年度のコロナ禍以降減少傾向にあります。
- ◆ 事業系ごみのうち、紙類などの資源物の処理量は少ない状況です。これは、資源物を組合処理施設に搬入せずに、有価物としてリサイクル業者に売却する事業者が増えてきていることが原因と考えられます。
- ◆ 一部の事業所から排出される生ごみについては、町が芳賀町や茂木町と協議を行い、平成20年度から直接もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者により、両町内の堆肥化施設に運搬しています。平成26年度からは町でも生ごみ処理事業を本格実施しており、町委託堆肥化施設に搬入する事業所も増えてきました。

《 事業系ごみの組合処理量の推移 》

単位：t

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
も え る ご み	987	949	933	950	888	807	777	804	792	794
も え ない ご み	3	2	1	2	2	4	2	1	1	1
粗 大 ご み	12	10	11	15	9	20	16	14	12	12
資 源 物	紙 類	2	1	1	1	1	2	1	1	1
	缶・ペットボトル	3	2	2	1	1	0	1	1	1
	ビ ン 類	2	1	1	1	1	1	1	1	0
	小 計	7	4	4	3	3	3	3	3	2
合 計	1,009	965	949	970	902	834	798	822	808	809



《 事業系ごみの町独自処理量 》

単位：t

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ 処理量	町内処理	69	89	101	103	119	91	110	121	126
	町外処理（芳賀町.他）	7	7	5	6	6	4	5	1	0
	町外処理（茂木町）	32	35	27	33	32	34	29	33	21

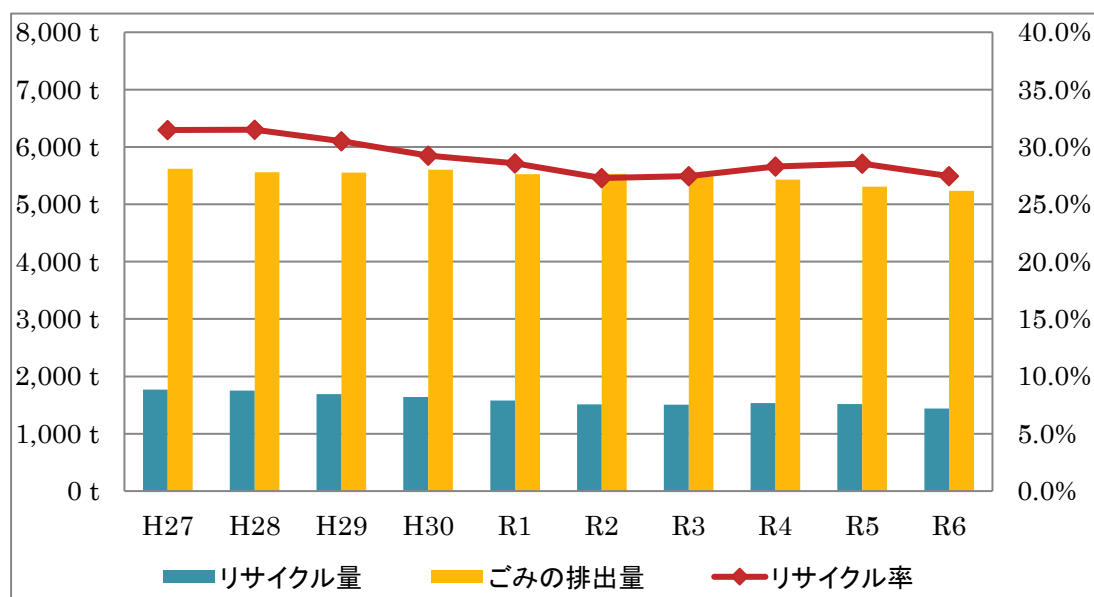
④リサイクル量とリサイクル率の推移

- ◆ 組合資源化量、集団回収量、町の生ごみ処理量ともに減少しており、その一因として、人口減少の影響が考えられます。その他の要因としては、組合資源化量は事業者独自のリサイクル推進によるもの、生ごみ処理量は特にステーション回収量の減少が大きいことから、家庭での分別低下が考えられます。

《 リサイクル量とリサイクル率の推移 》

単位：t

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資 源 物	紙類	100	92	91	80	74	87	86	81	75	69
	缶類	35	29	27	26	25	27	24	21	21	20
	びん類	181	174	166	156	145	149	139	134	128	119
	ペットボトル	26	31	26	23	24	23	21	21	22	22
	衣類・布類	20	16	11	10	11	12	8	11	8	10
	融解スラグ	170	153	162	159	165	177	161	183	163	163
A：組合での 資源化量		532	495	483	454	444	475	439	451	417	403
B：集団回収量		754	784	742	732	671	617	640	650	686	594
C：生ごみ町外処理量		39	42	32	39	38	38	34	34	33	67
D：生ごみ町内処理量		439	410	404	382	383	343	355	350	337	305
E：一斉、拠点、 及び窓口回収		6	20	32	31	42	37	39	52	43	47
F：リサイクル量 (A+B+C+D+E)		1,770	1,751	1,693	1,638	1,578	1,510	1,507	1,537	1,516	1,416
前年比		—	98.9	96.7	96.8	96.3	95.7	99.8	102.0	98.6	93.4
G：ごみの排出量		5,619	5,568	5,572	5,605	5,525	5,535	5,488	5,431	5,308	5,233
前年比		—	99.1	100.1	100.6	98.6	100.2	99.2	99.0	97.7	98.6
リサイクル率 (F÷G)		31.5%	31.4%	30.4%	29.2%	28.6%	27.3%	27.5%	28.3%	28.6%	27.1%



2 ごみ処理の課題

(1) ごみの発生量と排出量の抑制

- ◆ 当町のごみの排出量は減少傾向にありますが、生活系ごみの組合処理量に着目すると、令和 6 年度 1 人 1 日当たり処理量が増加しており、今後の動向を注視していく必要があります。
- ◆ 高齢化と核家族化による片づけごみの増加、高齢者介護の増加に伴う大人用紙おむつの増加等、ごみ排出量への影響が懸念されます。ごみ排出のさらなる抑制につながる効果的な取組を積極的に推進していく必要があります。

(2) ごみのリサイクルの推進

- ◆ 生活系ごみのうち、もえるごみの排出量は、生ごみの分別収集の全町実施の影響もあり、平成 26 年度から減少に転じていましたが、平成 29 年度以降微増が続いています。まだリサイクルできる生ごみや雑がみ等がもえるごみに混入しているため、分別を推進するための取り組みを更に進める必要があります。
- ◆ ごみの分別を推進するには、行政の施策のほかに町民の意識改革が必要です。町民の分別・リサイクルに対する意識啓発のため、広報紙や HP 等での啓蒙活動を実施する必要があります。

(3) ごみ処理体制の整備

- ◆ 平成 26 年 4 月から「芳賀地区エコステーション」が稼働し新しい分別区分も定着してきました。現施設では、ごみ発電や焼却灰のスラグ化が図られておりますが、今後は 1 市 4 町で連携し、芳賀地区の資源循環のシステムを更に推進していく必要があります。
- ◆ 「エコフォレスト」は、平成 29 年 1 月から埋立てを開始し、残容量が年々縮小しており、新たな最終処分場を検討する必要があります。

4 計画の基本方針と目標

1 基本方針

大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。ごみを減らすことは、地球の資源・エネルギーを大切にしていける取り組みです。

本町においても、住民、事業者、行政の協働により、真の持続可能な循環型社会づくりをめざしていきます。

基本方針① ごみの発生・排出抑制

- ◆ 住民一人一人が、大量購入・大量消費型、使い捨て型のライフスタイルを見直す機会をつくり、環境にやさしいライフスタイルを促進していきます。
- ◆ 事業者との連携により、生産・流通・販売等の各段階において、環境負荷に配慮した製品づくりや過剰包装の抑制を推進します。

基本方針② ごみ資源化の推進

- ◆ 資源ごみの分別回収の推進に向け、事業者との連携により、参加しやすいごみリサイクルの仕組みづくりを進めます。
- ◆ 生ごみ堆肥化事業及び自家処理の推進、地域の資源物回収活動を推進します。

基本方針③ ごみを出さない意識づくり

- ◆ 町民の分別意識及びリサイクルを日常の行為として定着を図るため、広報や展示、HP、等により情報発信を進めます。
- ◆ ごみの不法投棄・ポイ捨ての防止のため、看板、監視カメラの設置、町内一斉清掃による環境美化意識の醸成を図り、また町民の積極的な環境美化活動を支援します。

2 計画目標

ごみ減量化の実現のため、本計画では令和 6 年度を基準年とします。

“生活系ごみ排出量”については、1 人 1 日あたりの排出量を指標とし、「芳賀地区一般廃棄物処理基本計画」の目標値（約 9%減）との整合性を図ります。

“事業系ごみ排出量”については、町の企業誘致施策により、事業系一般廃棄物の搬入増加が見込まれますので、排出量の現状維持を目標とします。

“リサイクル率”については、町総合振興計画の生活系ごみリサイクル率の目標値とし、集団回収量、町独自処理量の一層の推進を図ることにより目標達成を目指します。

指標	基準年度 (令和 6 年度)	目標年度 (令和 22 年度)	計算方法
生活系ごみの 1 人 1 日 あたりの排出量 (集団回収含む)	542 g/人/日	493 g/人/日	(組合処理量+町独自処理量 +集団回収量)/人口/日
事業系ごみ排出量	1,003 t/年	1,000 t/年	(組合処理量+町独自処理量)/年
リサイクル率 (生活系+事業系)	27%	32%	リサイクル量/ごみの排出量×100

【目標値設定の考え方】

1. 生活系ごみについては、人口変動の影響を最小限とするため、1 人 1 日あたりの量を基準としました。
2. ごみ排出量には、事業所の店頭回収や自主資源化、生ごみ自家処理等、町で把握できないものは計上されておりません。

5 目標達成に向けた取組

目標を達成するため、これまでの取組みの中で一定の成果を上げているものを継続していくとともに、分別対象品目を新たに設けるなどの新たな取組みを進めていきます。

取組み主体ごとの主な内容は次のとおりです。

1 町民が取り組むこと

①ごみの発生・排出抑制

- ◆ マイバッグ・マイボトルの持参や、レジ袋や過剰包装を辞退してごみ削減に取り組めます。
- ◆ 商品の購入にあたっては、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生品の選択に努めます。
- ◆ 食材は買いすぎず、「使い切り」「食べきり」を心がけます。
- ◆ 外食における適量な注文、食べ残しの削減に努めます。

②ごみ資源化の推進

- ◆ 生ごみは、分別排出による堆肥化、生ごみ処理機や処理容器での自家処理に取り組めます。
- ◆ 自治会は地域の資源物回収活動を更に推進します。
- ◆ 資源物は、地域の集団回収やスーパー等の店頭回収、町が実施する資源化事業（使用済み小型家電、廃食用油等の回収）を積極的に利用します。
- ◆ 菓子箱、封筒、メモ用紙などの「雑がみ」の分別を徹底し、「もえるごみ」を更に減らします。

③ごみを出さない意識づくり

- ◆ 町や地区の一斉清掃活動に積極的に参加し、環境美化意識を高めます。
- ◆ 町等の情報を通じて、環境・ごみ問題への関心を深めます。

2 事業者が取り組むこと

①ごみの発生・排出抑制

- ◆ 商品の流通过程で生じる梱包材等の廃棄物の発生を抑制するため、輸送行程を工夫します。
- ◆ 物の製造・加工に際して、容器包装の減量・簡素化に努めます。

②ごみ資源化の推進

- ◆ オフィス古紙の分別を徹底し、「もえるごみ」の減量に努めるとともに、他資源物についてもリサイクルの拡大に取り組みます。
- ◆ 販売店は紙パックや食品トレー等の店頭回収を促進します。
- ◆ 食品を販売する小売店や飲食店などの生ごみ排出量が多い店舗については、堆肥化処理施設への生ごみの自主的な搬入を促進し、リサイクルの推進を図ります。

③ごみを出さない意識づくり

- ◆ 事業実施にあたり、廃棄物処理法等関係法令を遵守するとともに、環境・ごみに関する情報の取得に取り組みます。

3 行政が取り組むこと

①ごみの発生・排出抑制

- ◆ 町民にマイバッグ・マイボトル利用の更なる推進を呼びかけます。
- ◆ 庁内での備品の譲り合い等、物品のリユースに取り組みます。

②ごみ資源化の推進

- ◆ 分別対象品目を増やし、リサイクルを更に推進します。（使用済み小型家電、廃食用油等）
- ◆ 生ごみ処理機や処理容器の補助金を継続し、自家処理の普及を図るとともに、生ごみの分別収集・堆肥化事業を推進していきます。
- ◆ 自治会などの団体が取り組んでいる資源ごみの回収活動を支援します。
- ◆ 店頭回収、拠点回収、集団回収等、町民が資源物を出しやすい環境を整備し、更なるリサイクルの推進を図ります。
- ◆ 広報紙やホームページなどの媒体を利用し、適切な資源ごみの分別排出の徹底を図ります。
- ◆ 販売店に対して、過剰包装の自粛などの取り組みについて呼びかけます。

③ごみを出さない意識づくり

- ◆ 広報紙やHP 等などの媒体を利用し、町民のごみの分別・リサイクル意識の定着を図ります。
- ◆ 町内一斉清掃に取り組むことで、環境美化意識の醸成を図り、町民の積極的な環境活動を支援します。

6 ごみ処理体制

1 ごみ処理の基本方針

資源循環型社会の構築を推進するため、ごみの減量とリサイクル量の増加に向けた取り組みを最優先としたうえで、排出されたごみについては適正に処理・処分を行います。

また、ごみの処理・処分に当たっては、町民の生活環境に十分に配慮するとともに、環境負荷の低減や運営コストにも配慮した事業運営を行います。

2 収集運搬計画

(1) 生活系ごみの収集運搬体制

- ◆ 収集運搬業務の効率的な運営に努めます。
- ◆ 収集方法は、粗大ごみを除き、ステーション方式とします。
- ◆ 粗大ごみについては、原則的には排出者がごみ処理場に直接搬入することとしますが、直接搬入できない町民向けのサービスとして、申込制の収集運搬事業（リクエスト方式）を継続して実施していきます。
- ◆ 生ごみは、町委託業者がステーション方式で回収します。
- ◆ 使用済み小型家電はボックスによる拠点回収とし、ボックスに入らない物は一斉回収で対応します。

《 収 集 運 搬 体 制 》

分 別 区 分		収 集 ・ 運 搬 体 制	収 集 頻 度	収 集 方 法
もえるごみ		中部環境	週2回	ステーション方式（当日の朝8時30分までに出す。）
もえないごみ		中部環境	月1回	ステーション方式（当日の朝8時30分までに出す。）
粗大ごみ		町（委託業者）	年6回	リクエスト方式
資 源 物	紙類	中部環境	月2回	ステーション方式
	ペットボトル	中部環境	月2回	ステーション方式
	缶類	中部環境	月2回	ステーション方式
	びん類	中部環境	月1回	ステーション方式
	衣類・布類	中部環境	月1回	ステーション方式
生ごみ		町（委託業者）	週2回	ステーション方式
使用済み小型家電		町	拠点回収	町施設4か所に回収ボックスを設置。年数回、一斉回収実施
廃食用油		町	拠点回収	町施設3か所、協力店2か所に回収ボックスを設置。

（２）事業系ごみの収集運搬体制

店舗、事業所、飲食店、病院などの事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業者が自らの責任で適正処理することが原則です。排出事業者は、家庭ごみに準じた方法で種類ごとに分別し、以下のいずれかの方法で処理します。

- ◆ 事業者が自ら、芳賀地区エコステーションに持ち込む。

（ごみ処理手数料 10kg あたり 200 円）

- ◆ 真岡市、益子町が許可した一般廃棄物収集・運搬業者に収集を依頼する。

（３）生活系ごみの施設への持ち込み受入

大掃除・引越しなどにより多量に発生した資源物・ごみ、粗大ごみの排出者による直接持ち込みは、次のとおり受け入れます。

受入日	月～金曜日
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
処理料金	10kg あたり 100 円 ※指定ごみ袋に入れて持ち込んだ場合でも同一料金 ※処理困難物（タイヤ・消火器・バッテリー）は別料金

（４）処理困難物など

①処理困難物（搬入できるもの）

ごみステーションでの収集は行いません。（できる限り購入先又は販売店に引き取りを依頼する）。購入先等での処理が困難で、芳賀地区エコステーションに直接搬入する場合は個別に処理料金がかかります。

内 容	処理料金
タイヤ（自動車・バイク用）	1,000 円／本
消火器	1,500 円／本
バッテリー（自動車用）	500 円／個

②収集しないごみ

芳賀地区エコステーションでの受入・処理ができないため、下記のものは収集しません。
(排出者が購入店や専門の処理業者に処理を依頼して処分する。)

分別区分	内 容
危険物	ガスボンベ、廃油（食用油を除く）、火薬、塗料、シンナー、劇毒物・農薬及びその空容器、注射針などの医療用器具（在宅医療用器具は除く）など
土砂類	土、石、砂、焼却灰（燃えがら）など
建築廃材	コンクリート、石こうボード、木くず（柱など）、壁紙、屋根材、サイディングボード、グラスウール、浴槽、温水器、便器、浄化槽など
自動車部品	車両と一体の部品（バンパー、ドア、マフラーなど） ※チャイルドシート、スキーキャリアなどはその他(もえないごみ・粗大ごみ)で収集
その他	ピアノ、農業用機械、農業用ビニール、バイク、産業廃棄物、その他処理困難なもの

3 中間処理計画

芳賀地区エコステーションにおいて、芳賀地区のごみの中間処理を行います。

熱回収施設では、もえるごみ、下水汚泥、し尿汚泥、可燃性粗大ごみ等を焼却し、焼却熱を回収して発電を行います。

リサイクル施設では、もえないごみや粗大ごみの破碎、選別処理、缶類やペットボトルの選別圧縮、梱包を行い、リサイクルが図れるよう保管します。また、リチウムイオン電池など発火の恐れのある危険物については、芳賀地区エコステーションや町環境担当窓口にて無料回収し安全な処理に努めます。

熱回収施設は、集中監視システム等により、燃焼管理、排ガス管理等を徹底し、ごみの適正処理と安全な施設運転を進めます。

芳賀地区エコステーションは、芳賀広域行政事務組合が総括管理し、熱回収施設、リサイクル施設でのごみ処理、施設の維持管理は、20年間の長期包括契約に基づき、運転維持管理会社に委託し管理します。

- ◆ 生ごみの堆肥化处理など一部の中間処理については、民間委託等により町が独自に行います。
- ◆ 紙類や空き缶、ペットボトル、びん類などの有価物については、集団回収等による民間施設でのリサイクルを進めます。

《 中間処理施設 》

施設の種類	芳賀地区エコステーション		民間中間処理施設	
	高効率 ごみ発電施設	リサイクル施設		
実施主体	芳賀地区広域行政事務組合		町	各団体
処理対象物	もえるごみ	もえないごみ、 粗大ごみ、資源物	生ごみ 使用済み小型家電 廃食用油 製品プラスチックなど	紙類、空き缶、 ペットボトル、 びん類など

4 最終処分計画

(1) 最終処分計画の方針

- ◆ 最終処分場「エコフォレスト」への焼却残渣等の搬入、埋立て処分にあたっては、中間処理施設での資源化により最終処分量の低減に努めたうえで、飛散防止、適正な汚水処理など維持管理を徹底します。
- ◆ 「エコフォレスト」は、平成 29 年 1 月から埋立てを開始し、残容量が年々縮小しており、新たな最終処分場を検討する必要があります。

7 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物対策

近年、国内各地において地震や風水害等の自然災害の発生により、ごみ処理に支障が生じた事例が増えています。被災時においても安全かつ安定した処理を行うため、町では令和 2 年 4 月「益子町災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画をもとに、災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と訓練を重ね、対応能力の向上を図る必要があります。

(2) 不法投棄対策

不法投棄については、監視体制を強化し、不法投棄看板を設置するなど、町美化活動を促進し、環境美化意識を向上させ、住民、事業者、行政が連携協力してきれいなまちづくりを推進します。

8 用語の定義

(1) 廃棄物の分類

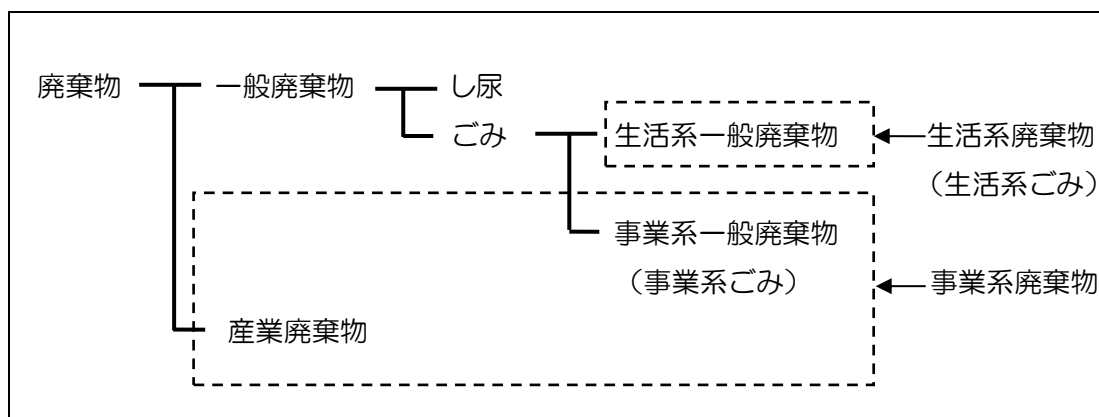
◆ 廃棄物の排出元による分類

生活系廃棄物	一般家庭から排出される廃棄物
事業系廃棄物	事業活動に伴って事業者から排出される廃棄物

◆ 廃棄物処理法上の分類

一般廃棄物	一般家庭から排出される廃棄物（ごみ、し尿）及び事業活動から生じる廃棄物のうち産業廃棄物ではないもの
産業廃棄物	事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定められた20品目をいい、事業者が処理責任を負うもの

◆ 廃棄物の分類



(2) 廃棄物に関する用語

組合処理量	町内で発生するごみのうち、芳賀地区広域行政事務組合のごみ処理施設（芳賀地区エコステーション）での処理量、及び芳賀郡中部環境衛生事務組合が収集・資源化するごみの量。
町独自処理量	町内で発生するごみのうち、組合のごみ処理施設ではなく、町が独自に処理委託するごみの量。
集団回収量	自治会や子ども会育成会などの団体が、紙類や空き缶などの資源物を自主的に回収し、リサイクル業者に売却する量。
リサイクル量	組合処理量のうち資源物回収量、及びごみ処理の過程で回収できた資源物の量、町独自処理量及び集団回収量を合計した量。
最終処分量	最終処分場に埋立て処分するごみの量。

※ 上記の用語は、この計画書での定義とします。

（３）本書で用いる数値

本書で用いる一般廃棄物に係る数値については、町が把握可能な数値となります。そのため下図のとおり、排出量には、排出事業者が処分業者に直接処分を委託している量や、直接売却している量、また、スーパー等が自主的な取り組みにより回収している容器包装の排出量、町民の生ごみ自家処理量等は含まれていません。

《 一般廃棄物の処理に関する概念図 》

